

令和3年4月19日

保護者の皆様へ

小郡市教育委員会  
教育総務課長  
学校教育課長

### 1人1台タブレット端末の利用及び無償貸与（家庭への持ち帰り）について

保護者の皆様には、日頃より、小郡市の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

小郡市では、今年度から1人1台タブレット端末を活用した学習に取り組んでいくこととしており、市立小中学校に在籍する全児童生徒に対し、学習用タブレット端末の無償貸与を実施することとなりました。

つきましては、下記内容についてご確認いただき、タブレット端末の丁寧かつ適正な活用にご協力をお願いいたします。

#### 記

#### 1. 貸与の対象について

小郡市立小・中学校に在籍する全ての児童生徒

※タブレット端末は無償貸与であり、転校や卒業等、お子様の在籍期間終了時には学校に返却をお願いします。（家庭への持ち帰りは必要に応じて実施します。当面は、学校での学習に活用します。）

#### 2. 貸与品について

①学習用タブレット端末「HP ProBook x360 11 G5 EE」

※コンピュータ名を記載したシールを貼り付けていますので、はがさないでください。

②タブレット端末用タッチペン

#### 3. 遵守事項の確認及び貸与申請書の提出について

別紙の「学習用タブレット端末貸与に係る遵守事項」についてご確認いただき、「学習用タブレット端末貸与申請書」に必要事項を記載の上、令和3年4月27日（火）までに学校へ提出をお願いします。

#### 4. 今後の活用について

・タブレット端末は、デジタルによる資料・作品の制作等、学校の授業において活用します。また、インターネットでの調べ学習など、家庭学習においても活用するものであるため、基本的に家庭への持ち帰りを前提とします。

・タブレット端末の充電は、基本的に学校にて行いますので、ご家庭での充電はお控えください。

・タブレット端末は、学校のネットワークだけではなく、家庭や一般のネットワークにも接続できるように設定しています。なお、有害サイト等へのアクセスを制限するため、学校以外からのインターネット接続にも対応したフィルタリング設定を実施しています。安全で安心なインターネット利用に向けて、ご家庭におかれましてもご協力をお願いします。

・各ご家庭にてインターネット環境（有線 LAN 及び無線 LAN (Wi-Fi) またはテザリング機能）の整備をお願いします。また、家庭からのインターネット接続に係る通信費は、各家庭の負担となります。

※インターネットへ接続できる環境を整えることが困難なご家庭には、モバイルルーターを無償貸与します。具体的な手続き等につきましては、別にご案内します。

※モバイルルーターの無償貸与の流れ、通信契約の進め方については、市ホームページにも情報を掲載していますので、ご参照ください。

※テザリング機能：スマートフォンなどのデータ通信を利用して、パソコンやタブレット端末などをインターネットに接続すること

#### 5. タブレット端末の故障、紛失、盗難等について

・タブレット端末の故障や破損、紛失、盗難等の事由により、タブレット端末の修理・交換が必要となった場合は、速やかに学校に連絡していただくとともに、別紙「学習用タブレット端末等紛失・盗難・毀損届」を学校に提出してください。

・故障と判断しても、修理はしないでください（教育委員会が対応します）。

・通常の使用におけるタブレット端末の故障や破損による修理・交換に係る費用は、原則市が負担します。ただし、故意による故障・破損の場合は、保護者の方に実費を負担していただくことがあります。

・持ち帰りの際の紛失によるタブレット端末の交換費用は、保護者の方に実費を負担していただきます。

・持ち帰りの際の盗難によるタブレット端末の交換費用は、警察による被害届の受理など、盗難であることが明らかな場合を除き、保護者の方に実費を負担していただきます。

【本件問合せ先】

小郡市教育委員会 教育総務課 教育総務係

TEL：0942-72-2111（内線 562）

FAX：0942-73-5860